

名寄税務署から

還付申告のお知らせ

所得税の還付申告は、平成23年2月15日(火)以前でも名寄税務署において申告書を提出することができます。(還付申告の場合に限ります)

※税務署の閉庁日(土・日・祝日等)は、相談や申告書の受付は行っていないです。

名寄市役所でも所得税の相談や還付申告書の受付ができます!

▼期間 平成23年1月24日(月)～2月15日(火) 9時～16時

※土・日・祝日を除く

▼ところ 市役所名寄庁舎2階 税務課内(大通南1)

※名寄税務署の職員1人が配置

平成22年分の所得税の還付申告はどのような場合にできますか?

次のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金が納めすぎになっている方は、還付を受けるための申告により税金が還付されます。

なお、給与所得者で確定申告の必要のない方が還付申告をする場合は、その他の各種の所得(退職所得を除く)も申告が必要です。

区分	概要
1. 総合課税の配当所得や原稿料などがある方	年間の所得が一定額以下の場合 ※一定額は、あなたの所得金額や源泉徴収された税金などにより異なります。
2. 給与所得者	雑損控除や医療費控除、寄付金控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(年末調整で控除を受けている場合を除く)、政党等寄付金特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除、電子証明書等特別控除などを受けられる場合
3. 所得が公的年金等に係る雑所得のみの方	医療費控除や社会保険料控除などを受けられる場合
4. 年の途中で退職した後就職しなかった方	給与所得について年末調整を受けていない場合
5. 退職所得がある方	次のいずれかに該当する場合 ●退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる。 ●退職所得の支払いを受けるときに「退職所得の需給に関する申告書」を提出しなかったため20%の税率で源泉徴収がされ、その源泉徴収税額が正規の税額を超えている。

問い合わせ

名寄税務署(名寄市西1条北1丁目)
☎0165422157

平成22年度

名寄市青少年健全育成標語作品

最優秀賞

●小学校の部

「あいさつの あふれる町には 笑顔さく」
風連下多寄小学校 6年 山田 蓮

●中学校の部

「挨拶で みんなの元気 分け合おう」
風連日進中学校 3年 金子 寿

●高等学校の部

「笑ってる みんなの顔が 宝物」
名寄農業高校 3年 川邊 奈美

優秀賞

●小学校の部

「あいさつで 世界にひろがる ひとつのわ」
名寄小学校 5年 遠藤 文哉

「ありがとう みんなの心を つなぐ種」
名寄南小学校 6年 小野 千尋

「あいさつは 元気のリレー つなげるよ」
名寄東小学校 6年 坪田 真

「家族にも はずかしがらずに ありがとう」
名寄西小学校 6年 西野 拓海

「あいさつは みんなのココロ にこやかに」
豊西小学校 6年 小泉 梓

「やってみよう 積極的に あいさつを」
中名寄小学校 6年 平間 健太

「挨拶は 笑顔をつくる 源だ」
智恵文小学校 6年 佐久間 勇斗

「あいさつは 世界 みんなの 宝物」
風連中央小学校 6年 本田 朔優

「あいさつは 笑顔が生まれる 愛言葉」
東風連小学校 5年 神田 夢咲

「ありがとう みんなに気持ち 伝えよう」
風連日進小学校 6年 泊り 輝幸

●中学校の部

「広げよう 僕らのこの手で 笑顔の輪」
風連中学校 3年 中山 颯太

「ありがとう そのひとことに すくわれる」
名寄中学校 3年 影山 有彩